

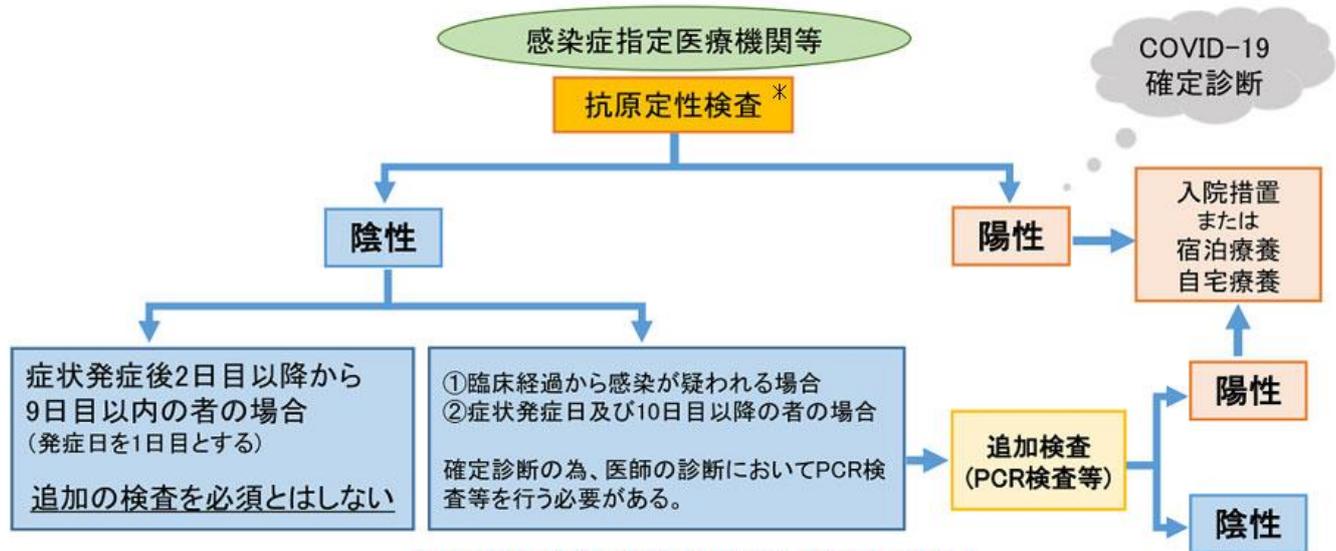
新型コロナウイルス抗原検査・PCR検査について

発熱・呼吸器症状などの症状だけでは単なる風邪なのか、新型コロナなのか区別がつかないことも多く、検査を行わない限り分かりません。現在、新型コロナウイルスは唾液、鼻咽頭ぬぐい液によるPCR検査、鼻から綿棒を挿入し採取した検体を用いた**新型コロナウイルス抗原検査**を行っています。

抗原検査は鼻咽頭のぬぐい液を採取して検査を行い15分で結果が出ます。発症9日以内であれば、PCR検査陽性者との一致率は90%以上です。

ただし、PCR法と比較して検出に一定以上のウイルス量が必要であることから、現時点では、**無症状者に対する使用、無症状者に対するスクリーニング検査目的の使用は、適切な検出性能を発揮できず適さない**、となっています。

抗原検査の立ち位置



※抗原定性検査は退院時の判断には使用できない

無症状者に対する使用、無症状者に対するスクリーニング検査目的の使用は、適切な検出性能を発揮できず適さない

*本邦においては抗原定性検査はエスプラインSARS-CoV-2とクイックナビ-**COVID19 Ag**が承認されている

抗原検査は、ウイルスに感染した細胞が特異的に産生する抗原を検知し、診断に導く検査であり、PCR検査とともに確定診断として用いることができる検査方法です。

抗原定性検査

- 抗原定性検査陽性 : COVID-19 の確定診断
- 抗原定性検査陰性 : 医師がPCR検査を行うかどうか判断する

抗原定性検査キット（製品名：クイックナビ-COVID19 Ag）の特徴

酵素免疫反応を測定原理としたイムノクロマト法による、鼻咽頭ぬぐい液中に含まれるSARS-CoV-2の抗原を迅速かつ簡便に検出するものである。特別な検査機器を要さない。

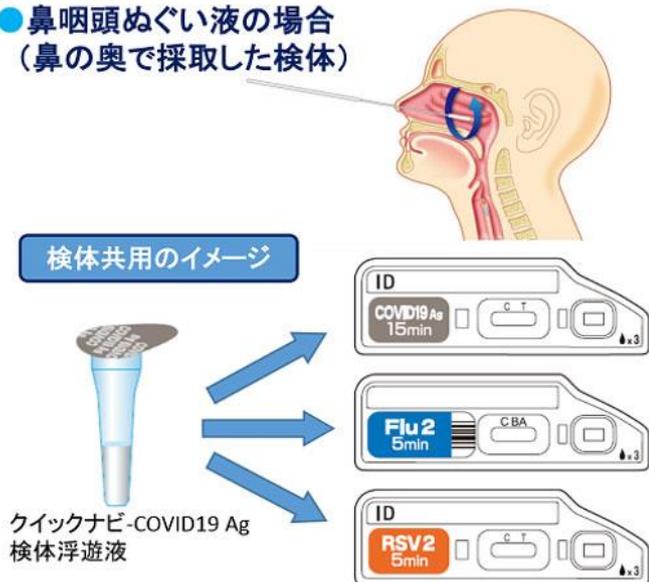
簡便かつ短時間（約15分間）で検査結果を得ることができ、本キットで陽性となった場合は、確定診断とすることができる。

COVID-19を疑う症状発症後2日目以降から9日目以内の者（発症日を1日目とする）については、本キットで陰性となった場合は追加のPCR検査などを必須とはしない。

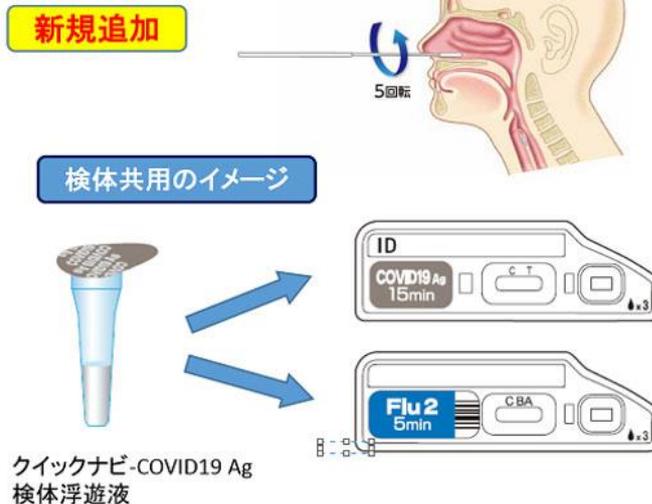
一方で、PCR 法と比較して検出に一定以上のウイルス量が必要であることから、現時点では、無症状者に対する使用、無症状者に対するスクリーニング検査目的の使用は、適切な検出性能を発揮できず、適さない。

検体の採取方法と共有について

- 鼻咽頭ぬぐい液の場合
(鼻の奥で採取した検体)



- 鼻腔ぬぐい液
(鼻の手前で採取した検体)



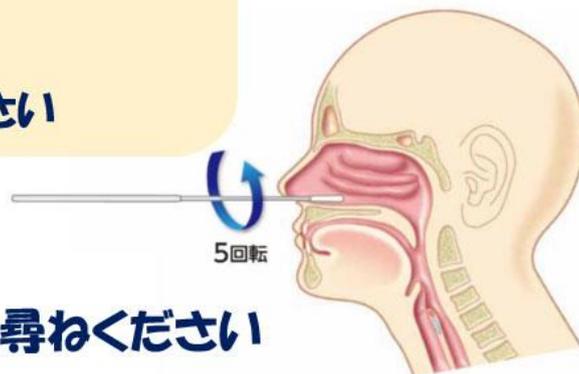
本検査では1度の検体採取により、複数の検査が可能です

検体採取の方法

- ① 鼻腔に沿って2cm程度、綿棒を入れてください
- ② 綿棒ゆっくり5回程度回転させ、5秒静置させます
- ③ 綿棒をゆっくりと抜きます
- ④ 採取した検体はスタッフにお渡しく下さい



ご不明点があればスタッフにお尋ねください



SARS-CoV-2 抗原検出用キットの活用に関するガイドライン

2 本キットの特徴 本キットは、酵素免疫反応を測定原理としたイムノクロマト法による、鼻咽頭ぬぐい液中に含まれる SARS-CoV-2 の抗原を迅速かつ簡便に検出するものである。本キットは、特別な検査機器を要さない。また、簡便かつ短時間（約 30 分間）で検査結果を得ることができ、本キットで陽性となった場合は、確定診断とすることができる。新型コロナウイルス感染症を疑う症状発症後 2 日日以降から 9 日目以内の者（発症日を 1 日目とする）については、本キットで陰性となった場合は追加の PCR 検査等を必須とはしない。一方で、核酸増幅法（PCR）と比較して検出に一定以上のウイルス量が必要であることから、現時点では、無症状者に対する使用、無症状者に対するスクリーニング検査目的の使用は、適切な検出性能を発揮できず、適さない。

3 使用対象となる患者とキット使用の用途 医師が、新型コロナウイルス感染症を疑う症状があると判断した者に対して、必要性を認めた時に使用する。

5 結果の解釈と留意事項 陽性の場合には、確定診断とすることができる。陰性の場合であって、臨床経過から感染が疑われる場合、又は症状発症日及び発症後 10 日日以降の者の場合は、確定診断のため、医師の判断において PCR 検査等を行う必要がある。なお、新型コロナウイルス感染症は、感染症法において「指定感染症」として定められており、本キットにより新型コロナウイルス感染症患者と診断した医師は直ちに最寄りの保健所に届ける必要がある。